

一般道路における新たな速度規制基準の概要

1 一般道路における新たな規制速度決定方法

下表の基準速度を最大限尊重しつつ、交通事故、道路構造等の現場状況に応じた補正を行い、規制速度を決定。

区分	地域	車線数	中央 分離	歩行者 交通量	基準速度
1	市街地	2車線		多い	40km/h
2				少ない	50km/h
3		4車線以上	あり	多い	50km/h
4				少ない	60km/h
5			なし	多い	50km/h
6				少ない	50km/h
7	非市街地	2車線		多い	50km/h
8				少ない	60km/h
9		4車線以上	あり	多い	60km/h
10				少ない	60km/h
11			なし	多い	50km/h
12				少ない	60km/h

2 新たに2つの道路区分を追加

(1) 生活道路

一般道路のうち、主として地域住民の日常生活に利用される道路

対象

歩行者・車両の通行実態や交通事故の発生状況を勘案しつつ、住民や道路管理者等の意見を十分に踏まえ、速度を抑えるべき道路を選定



規制速度

原則 30km/h

* 物理的デバイスの設置を併せて検討

(2) 自動車の通行機能を重視した構造の道路

一般道路のうち、道路構造の水準が高く、走行上の危険因子が少ない自動車の走行性を重視した道路

対象

原則として

- ・ 設計速度が60km/h以上
- ・ 立体交差化
- ・ 上下線分離
- ・ 歩行者、軽車両、原動機付自転車の通行止め



規制速度

原則 70km/h
又は
80km/h